

## 水産加工業連携新活動促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 水産加工業者等が、主要魚種の不漁、労働力の確保、業績の悪化、顧客・取引先の減少や販路の喪失といった諸課題や厳しい産地間競争を克服し、持続的に発展するために、他の企業等との連携による新たな事業展開を促進する事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、「水産加工業者等」とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者で、かつ、日本標準産業分類に掲げる「水産食料品製造業」に属する事業者
- (2) 前号に掲げる者のほか、県の水産加工業の振興を図る事業者として知事が適当と認めた者

### (補助事業者)

第3 補助事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市及び陸前高田市（以下「沿岸12市町村」という。）のいずれかに本社、支社、営業所、加工場又はこれらに類する事業拠点を有し、かつ東日本大震災で被災した水産加工業者等を1者以上含む、2者以上のグループ
- (2) 2者以上の中から、補助事業を的確に実施できる代表申請者（1者）を定め、補助事業を的確に実施できるグループ

### (補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれかに掲げる変更とする。

- (1) 様式第4号に掲げる総事業費の減少割合が20パーセント以内の変更
- (2) 補助目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更

### (申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

### (事業遂行状況の報告)

第7 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。この場合、補助事業者は、補助事業の遂行状況を補助事業遂行状況報告書（様式第10号）により知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第10 県は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、水産加工業連携新活動促進事業費補助金前金払請求書(様式第11号)に前金払請求時点での収支計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第11 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項のただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(成果の発表)

第13 知事は、補助金の交付を受けて行った補助事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、成果を発表・公表させることができるものとする。

(その他)

第14 知事は、補助事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、水産加工業連携新活動促進事業費補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

別表第1（第4関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
水産加工事業者等 が他の企業等との 連携による新たな 事業展開を促進す る事業	旅費、専門家謝金・旅費、消耗品費、印刷製本 費、通信運搬費、広告宣伝費、雑役務費、会場 借料、借料、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の合計 額の2分の1以内の 額とし、補助事業全 体での上限額を100 万円とする。 ただし、算出された 額に1,000円未満の 端数が生じた場合 には、これを切り捨 てるものとする。

別表第2（第12関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条 の規定によ る書類	水産加工業連携新活動促進事業 費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める日
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第4号	1部	
	3 宣誓書	第12号	1部	
	4 グループ中の1者が、沿岸 12市町村に本社、支社、営業 所、加工場又はこれらに類す る事業拠点を有し、かつ東日 本大震災で被災した水産加工 業者であることを確認できる 書類			
	5 代表申請者の直近の決算書 の写し			
	6 代表申請者の振込口座の銀 行名、店名、普通・当座の別、 口座番号、名義人（フリガナ） が分かる部分の通帳の写し			
7 その他知事が必要と認める 書類				
規則第6条 第1項第1 号、第2号及 び第3号の	水産加工業連携新活動促進事業 費補助金変更承認申請書	第6号	1部	別に定める日
	水産加工業連携新活動促進事業	第7号	1部	

<p>規定により承認を受け る場合の書類</p>	<p>費補助金中止(廃止)承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 支払いを証する書類 4 その他知事が必要と認める 書類</p>	<p>第2号 第4号</p>	<p>1部 1部</p>	
<p>規則第13条 第1項の規定による 書類</p>	<p>水産加工業連携新活動促進事業 費補助金実績報告書 1 事業実績書 2 収支決算書 3 支払いを証する書類 4 請求書 5 その他知事が必要と認める 書類</p>	<p>第8号  第3号 第5号  第9号</p>	<p>1部  1部 1部  1部</p>	<p>別に定める日</p>